

2025年度 学校経営の重点

- 真名子小学校は、明治6(1873)年8月1日、円満寺にて「日就学舎」として開校以来、真名子地区とともに歩んできました。平成23(2011)年10月1日の栃木市との合併以降も、地域の方の指導や援助を受けながら、「地域とともにある学校づくり」を実践してきました。
- 本校の児童は、素直で礼儀正しく、相手を受け入れ認められることができます。また、自分たちが住んでいる地域を知り文化に触れることで、ふるさとを誇りに思い大切にしていこうという気持ちを高めるとともに、つないでいこうという思いを育みます。
- 「ふるさと真名子」の文化を「ふるさと学習」として学び、自己の生き方について考えていくためには、地域と連携した取組が必要です。
- 以上より、「ふるさと学習」を軸とした教育を行うために、本年度の学校運営の重点を

「ふるさと真名子」を子どもの心に刻む教育

とし、以下の2項目を実践します。

1 「ふるさと真名子」の文化を継承し創造する児童を育てます。

- ・生活科や総合的な学習の時間は「ふるさと学習」を柱とし、地域の人や歴史・文化・伝統・特色等と関連づけた学習を行い、自ら地域社会に関わろうとする気持ちを高めます。
- ・「ふるさと民話クラブ」「絵手紙クラブ」「オカリナクラブ」の3つの文化系クラブを実施し、地域の方に教えていただくことで、「ふるさと真名子」の情緒に直接ふれ、感受性を高めます。
- ・真名子の旧所名跡を訪ねる「ふるさと交流ウォーク」を実施し、長く続く「ふるさと真名子」の伝説や民話、史跡を学ぶことで、郷土愛を深めます。
- ・「ふるさと真名子」のお囃子を地域の方と演奏し、ふるさとの文化を継承すると共に、大切にしていこうとする気持ちを高めます。

2 児童が地域の一員であることを実感できる機会を作り、地域の方に感謝する気持ちを高めます。

- ・大宮神社清掃や地域の方との交流を通して、地域への関心を高めます。
- ・学習活動に地域学校ボランティアの力を積極的に取り入れ、「ふるさと真名子」のよさに気付かせると共に、地域の方への感謝の気持ちを育てます。

令和7年度 栃木市立真名子小学校 学校経営全体構想図

【西方ブロック小中一貫教育】

目指す子ども像
自主・敬愛・剛健

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領
栃木県教育振興基本計画
下都賀地区学校教育の重点
栃木市教育計画

【学校教育目標】

進んで学ぶ子
思いやりのある子
笑顔はじける元気な子

【児童の実態】

- ・素直で礼儀正しく、よく働く
- ・学年を問わず仲がよい
- ・相手を受け入れ認められる

【地域の実態】

- ・豊かな自然、誇れる歴史と文化
- ・協力的な保護者・地域の方々
- ・豊富な地域人材

【本校の教職員のよさ】

- ・きめ細かい個に応じた支援
- ・同僚性、協調性が高く協力的
- ・保護者との関係が良好

【学校経営の重点】

「ふるさと真名子」を子どもの心に刻む教育

【目指す児童像】

〈進んで学ぶ子〉

(目標を持ち自分を高める子)

- めあてに向かって粘り強く努力できる子
- 相手の話を聞き、自分の考えを高める子
- 自分の考えを、わかりやすく伝えたり表現したりできる子

〈思いやりのある子〉

(人の気持ちがわかる子)

- 人の気持ちがわかり、正しい判断ができる子
- 人のために働き、役に立てる子
- 顽張っている人を認め、支えることができる子
- 感謝の気持ちを持つて子

〈笑顔はじける元気な子〉

(心身ともに健康である子)

- 自分のよさを生かし、輝ける子
- 自他の安全や健康を考えて行動できる子
- 誰にでも爽やかなあいさつができる子



【学校経営の基本方針】

1 子ども一人ひとりを大切にし、安心感のある教育の推進

(学業指導、人権教育、道徳教育、特別支援教育、学びのUD化)

2 “ふるさと真名子”を大切にする心を育てる『ふるさと学習』の充実

(各教科、総合的な学習の時間、特別活動)

3 学校運営協議会やとちぎ未来アシストネット制度を生かし、保護者や地域と協働して子どもたちを育成する「地域とともにある学校づくり」の推進(地域連携)

4 グローバルな人材の育成(国際理解教育、グローバル教育、キャリア教育)

5 西方中・西方小と連携し、西方ブロック小中一貫教育の充実(小中一貫教育)

具体策

基本方針1

「子ども一人ひとりを大切にし、安心感のある教育の推進」

- (1) 子どもの気持ちを理解し、学業指導(「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」)の充実を図る。
- (2) 子どもに達成感・有用感を持たせ、自己肯定感を高める教育を推進する。
- (3) 人権が尊重された雰囲気や環境づくりを推進する。
- (4) 児童一人一人に応じた授業づくりに努め、個別最適な学びを推進する。

基本方針2

「“ふるさと真名子”を大切にする心を育てる『ふるさと学習』の充実」

- (1) 生活科と総合的な学習の時間の中心に『ふるさと学習』を据えて、他の教科や特別活動においても体験的活動を取り入れる。
- (2) 地域人材を生かした教育活動を推進する。
(ふるさと交流ウォーカリー・クラブ活動・真名子つ子活動・運動会など)
- (3) 地域に貢献できる活動を考え、実践する。
(大宮神社清掃・お年寄りとの交流など)

基本方針5

「西方中・西方小と連携し、西方ブロック小中一貫教育の充実」

- (1) 自分が立てた目標に向かって、家庭学習に取り組めるよう支援・助言をする。
- (2) 正しい生活習慣が身に付くよう働きかける。
- (3) 授業の中で、自分の考えを「書く」「伝える」「話し合う」「発表する」場を設定し、学力向上を図る。

基本方針4 「グローバルな人材の育成」

- (1) 多様な文化や歴史に触れる機会をつくる。
- (2) 伝え合う活動を重視したコミュニケーション能力の育成を図る。
- (3) ICTを効果的に活用し、情報活用能力の育成を図る。



基本方針3

「学校運営協議会やとちぎ未来アシストネット制度を生かし、保護者や地域と協働して子どもたちを育成する『地域とともにある学校づくり』の推進」

- (1) 地域・保護者・学校の連携を密にし、三者で協働して児童の育成を図る。(「ふれあい学習」の推進)
- (2) 家庭との連携を図り、信頼関係づくりに努める。
- (3) 地域コーディネーターと連携し、各種ボランティアや地域人材の活用を図る。



家庭



学校



地域